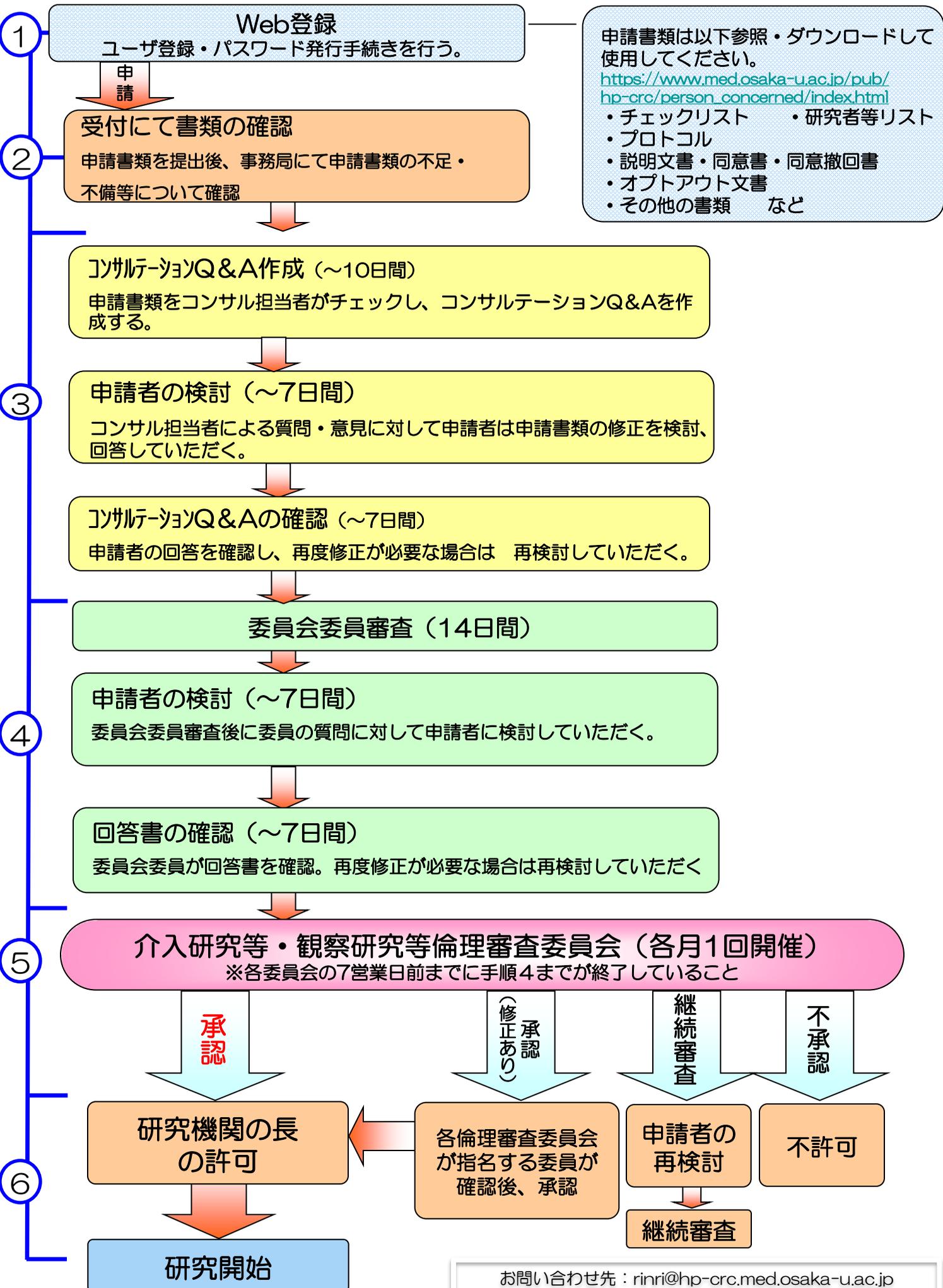


# 表1：通常審査の手順



# 表2：迅速審査の手順

## 迅速審査の範囲

[倫理審査委員会標準業務手順書 第7条の2](#)

## 事前確認不要事項

[倫理審査委員会標準業務手順書 第8条](#)

申請書類の作成  
(変更申請の場合は、変更箇所を赤字とする)

web  
申請

## 受付にて書類の確認

申請書類を提出後、事務局にて申請書類の不足・不備等について確認

## コンサルテーションQ&A作成・確認

受付後、コンサル担当者がチェックし、必要時修正していただく

各倫理審査委員会が指名する者により  
迅速の可否を判断

迅速審査  
各倫理審査委員会が指名する委員により審査

承認

- 研究機関の長の許可
- 該当する倫理審査委員会に報告

\*迅速審査対象外と判断された場合は、通常審査の手順④となります